

高血圧・脂質異常症・糖尿病にて 通院中の患者さまへ

※特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行についての重要なお知らせ※

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年(2024年)6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

当院でも高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病とする患者さまで『特定疾患管理料』を算定していた方は『生活習慣病管理料』へと移行します。それに伴い、患者さまには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名（サイン）を頂く必要がありますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

大藤第三診療所